

[園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会]

## 第5回住民・福祉・保健衛生・環境小委員会

平成16年7月14日(水)

園部中央公民館3階大研修室

[出席者] 箱田委員・中川(圭)委員・中川(幸)委員・井尻委員  
古屋委員・上野委員・中川(晃)委員・谷委員  
湯浅委員・吉田(紀)委員・中西委員

[傍聴者] 1名

### 1. 開 会 (1時25分)

### 2. 議 題

#### (1) 協議第1号 19-12 保育所の取扱い(その2) [事務局より説明]

1. 保育時間
2. 延長保育
3. 乳幼児保育

《主な意見》・保育時間と延長保育時間は、女性の社会進出部分での時間帯も考えて、提案どおりで良いと思うが、延長も早朝も要望があれば全員対応してもらえるのか。

《部会長》・現行も要望に対応しているが、新市に移行後も要望に対応していく方向で検討している。

《主な意見》・延長保育は、職員体制もあるので、審査等の条件整備は必要だと思う。女性の社会参加が進む中で、実態を把握した対応が必要である。

《部会長》・通常保育も入所条件がある。延長保育も、現状をみる中では、現行の対応ができると思われる。

《主な意見》・実態として、子育て支援を求めて他町に移り住まれる方がある。若者が住める町づくりとして、子育て支援が大切な部分であり、子育てしやすい環境を整えることが大切である。少子化の中で実態と合わせて考えることが必要である。

《主な意見》・何かをするには、手立ても必要になってくる。延長保育対応をする中で、職員体制を充分整えていただきたい。

《主な意見》・課題の中で「全ての保育所で延長保育ができる体制が大切」と記載されているが、調整結果では「地域の状況に配慮しつつ、実施保育所を限定して取組む」となっているので、経過を教えてください。

《部会長》・延長保育実施箇所は、子育て支援ということで検討したが、職員体制を考える中で、現体制を基本に考えると、時差をもった勤務にならざるを得ない状況から、全保育所では困難であり、地域の状況に配慮という調整結果とした。

《主な意見》・保育士の人数配分から、時差出勤されているようだが、地域の状況に配慮しつつあるので、パート対応等の配慮もしながら、若者定住を踏まえ、若者が安心して子育てし暮らせるよう内部で検討いただきたい。

《主な意見》・幼児教育は、幼稚園教育との整合性が必要である。幼保一元化の論議が交わされる中で、幼稚園と保育所の係わりが他の委員会が出ていたか。

《事務局》・幼保一元化は、前回の教育小委員会で幼児教育の対策について、協議願ったが、保育所との係わりで、継続協議されることになっている。今後、教育部会と住民部会で現場の意見を議論していこうとしているところである。検討後提案したいと考えている。

《主な意見》・幼稚園教育は、保育所と双方での話し合いが大切である。まさに少子化の課題の中で、双方の小委員会が連携して幼保一元化を図る必要があるので、配慮するように願う。

《事務局》・保育所等住民部会で検討しているが、教育部会と幼保一元化の議論を深め検討させていただく。

《主な意見》・就学前の教育は、重要視していかないといけないし、子育て支援の上でも大切なことであり、出来るだけ中味が分からないといけないので、事務局でも中味を詰めていただきたい。

《委員長》・協議第1号 協議項目19-12 保育所の取扱い(その2)の質疑を終結し、保育所の取扱い(その2)については、継続協議とすることに異議はないか。

《委員》\*異議なし\*

**小委員会継続協議** 協議第1号 協議項目19-12 保育所の取扱い(その2)

(2) 協議第2号 19-14 塵芥処理の取扱い [事務局より説明]

1. 一般廃棄物処理基本計画
2. 指定ごみ袋
3. 推進協議会等

《主な意見》・推進協議会等の結果が三本立てに記載されているが、もう少し具体的に説明いただきたい。

《部会長》・3町において協議会が設置されているので、全体の組織が必要であり、新たに設置する。推進委員は、重要な役割を果たしていただいているので、新市になっても必要であり、引き続き継承し組織強化を図るという結論とした。特別な取組み団体については、環境保全を推進する団体であり、趣旨や必要性等を検討し、協議会活動組織一本化に向け、必要性を認めながら新しい協議会組織の中にどう組み入れるかの一定検討も必要である。

《主な意見》・条例関係はどのようになっているのか。

《事務局》・条例は、他の調整項目で別途協議していただくため、現在、分科会、部会で洗出しをしているところである。再度関連条例について、付議させていただきます。

《主な意見》・指定ごみ袋について、関係機関と調整される中で、自治会の意見も聞いていただきたい。

《部会長》・部会としても、基本的な考えの中で協議検討してきた。衛生管理組合も、店舗からの申請に基づき販売場所を決められている。特に、町で販売しているところとしていないところがあるので、調整が必要となる。

《主な意見》・基本計画策定では、一部事務組合との係わりがあるが、どのようになるのか。

《部会長》・一部事務組合の方向性は、別途協議となる。基本的には、一部事務組合が継続される前提で協議した。

《委員長》・協議第2号 協議項目19-14 塵芥処理の取扱いの質疑を終結し、この小委員会において、事務局提案のとおり決定することに異議はないか。

《委員》\*異議なし\*

**小委員会決定** 協議第2号 協議項目19-14 塵芥処理の取扱い

(3) 協議第3号 19-15 保健衛生の取扱い [事務局より説明]

1. 育児支援
2. 保健事業の拠点

《主な意見》・育児支援の調整結果「一元化の上、新市に継承する」とあるが、新市になるまでに一元化の方向で調整できるということか。

《部会長》・事業内容は、親子の関わりや保護者の交流の和を広げる等である。対象年齢に差があるが、行っている事業は同じような内容である。それぞれ

の良いところを持ち寄って行っていく。

《主な意見》・一元化の上新市にという結果のものについて、一元化の案はこの小委員会に諮られるのか。

《主な意見》・事務レベルで一元化していけるということであると思う。

《事務局》・一元化の方向は、出来るだけ調整の文言でふれられるようにしている。再度提案希望内容があれば後日提案なり報告は可能な範囲で出来るであろうが、準備室段階で調整案が出てくる事項がある。期日的に小委員会に付議し了解していただけるか、現時点では、はっきり明言できない。統一内容については、基本的には事務局に一任していただきたい。

《主な意見》・育児支援は、少子化対策の重要な課題である。各町でそれぞれ今日までされている中で、一元化についてやぶさかでないが、各町の取組みを後退させることがないようにしていきたい。子育て支援は、行政の重点課題だと思うので、努めていただくよう要望しておく。

《主な意見》・事務局で、事業から削る部分は想定できるのか。

《部会長》・全てのメニューを欠けさせずに事業は出来ない。意見交換をする中で、各町のよいところで整理していく。同じ事業を行い格差の生じない育児支援サービスを提供し、一元化していくことで理解していただきたい。

《主な意見》・一元化の中味を事務局に任せてとあるが、もう少し明確な一定柱になるものを整理して一元化としないといけなと思われる。

《事務局》・調整する中で、出来るだけコメント表記するよう引き続き取組んでいく。

《主な意見》・小委員会に出てきている委員の責任として説明報告義務がある中で、一元化はどう一元化されるのか、財政との整合性の中で精査調整も出てくるであろうが、何か基本とするものがなければ説明出来難い。各委員会で統一を図っていただきたい。

《主な意見》・3本の柱で調整方針を出すことを認めていただいた。ものによっては、調整が時間的に難しく、準備室段階で調整するものも出てくる。

《主な意見》・一元化は、事務レベルで検討するという事で、小委員会で出た意見を充分反映させ一元化を図っていただけると思う。事務局や部会を信用すればよいのではないか。

《主な意見》・若者定住で大切である。もう少し文言をいれたらどうか。

《部会長》・文章を加えてさせていただく。

《事務局》・文面については、委員長並びに幹事会で確認いただき、協議会に諮ることにしてもよいか。

《委員》・異議なし。

《委員長》・協議第3号 協議項目19-15 保健衛生の取扱いの質疑を終結し、こ

の小委員会において、事務局提案のとおり、決定することに異議はないか。  
《委員》\*異議なし\*

**小委員会決定** 協議第3号 協議項目19-15 保健衛生の取扱い

(4) 協議第4号 19-16 各種社会福祉事業等の取扱い(その2) [事務局より説明]

1. 介護予防・生活支援事業

《主な意見》・交通便の悪いところは、独居老人や透析や病院送迎もある。関係機関と調整とあるが、各町の実態を把握した上で統一していただきたい。

《部会長》・外出支援サービスの利用料金や対象者等の統一はすぐには無理である。利用目的や委託先についても異なっているので、新市において、新体制の相手との調整ということになる。

《主な意見》・配食サービスの取組み形態について、生活支援型とふれあい給食がある。ここでは生活支援型があげられているが、取組みの形態がこのまま新市に移行では、かなりばらつきがあるのではないか。新市に移行後ということでは、先送りにならないか。

《部会長》・新市になる前に一本化が必要であるが、社会福祉協議会や相手先もあるので、一定調整できれば良いが、すぐに確定することは出来ない。

《主な意見》・あまり期間をおくと、行政の公平さに欠ける。各町の差を配慮しながら、速やかな調整を願う。

《主な意見》・訪問理美容は、一元化ということであるが、しない方向なのか。また、家庭介護者交流事業の中味にばらつきがあるが、スムーズに調整できるのか。

《部会長》・訪問理美容については、対象者を限定し、新市全域で出来る方向での調整である。家庭介護者交流事業は、対象者にばらつきがある。家族のリフレッシュをいかに図るかということである。国基準があるので、対象者や実施主体と調整していく。

《主な意見》・介護用品の支給で、新規対象者は国基準で、現在の対象者は経過措置とあるが、一定経過措置期限はないのか。また、ヘルパーの受講支援事業は一元化ということだが、市全域対象となるのか。

《部会長》・介護用品の支給については、国基準で実施していく。経過措置期限については、介護の必要がなくなるまでと考えている。  
ヘルパーの受講支援は、市全域対象を考えている。

《委員長》・協議第4号 協議項目19-16 各種社会福祉事業等の取扱い(その

2) の質疑を終結し、この小委員会において、事務局提案のとおり決定することに異議はないか。

《委員》\*異議なし\*

**小委員会決定** 協議第4号 協議項目19-16

各種社会福祉事業等の取扱い(その2)

(5) 協議第5号 21-3-① 戸籍住民登録事務の取扱い(その2) [事務局より説明]

1. 戸籍事務
2. 窓口手数料

《主な意見》・戸籍電算システムは、町村会のものか。

《部会長》・町村会のシステムとは別である。

《主な意見》・「着手から稼働まで約10ヶ月必要」とあるが、今のものとの調整はどうか。

《部会長》・現在どの町もシステム化されていないので、新たにシステム化をしていく。新たなものを導入していくことになる。

《主な意見》・合併の方式が決まっていないが、どの方式になろうと電算化をするのか。

《部会長》・それぞれの町に電算化が必要である。

《委員長》・協議第5号 協議項目21-3-① 戸籍住民登録事務の取扱い(その2) の質疑を終結し、この小委員会において、事務局提案のとおり決定することに異議はないか。

《委員》\*異議なし\*

**小委員会決定** 協議第5号 協議項目21-3-①

戸籍住民登録事務の取扱い(その2)

(6) その他

特になし

3. 今後の予定について

《事務局》・第6回住民・福祉・保健衛生・環境小委員会は、平成16年8月12日(木)午後1時30分から、園部国際交流会館での開催を予定している。

《委員》\*異議なし\*

#### 4. 小委員会視察研修について

[事務局より説明]

資料提示

詳細事項については、委員長並びに事務局に一任されたい。

#### 5. 閉 会 (16時10分)

《副委員長》・だんだん本題に入ってきた。各町の話題が新聞に載っていますが、委員もできるだけ説明をしていきたい。委員の自覚のもと、新しい明日を開くまちづくりのひとつのページを切り開く自信をもってやっていきたい。